資料７

～　商工労政課
企画課　からのお知らせ　～

「医療・福祉職子育て世帯移住支援金」のご案内

（子育て世帯移住者対象）

～ 医療・福祉職の「資格を活かして働く」「資格取得を目指す」子育て世帯の移住を支援しています～

※詳しくは次のスライドをご覧ください。

※本支援金は現在令和８年度分の交付要綱を策定中のため申請の受付を休止しています。
　受付を開始次第、市ホームページでお知らせいたします。
（市ホームページ）https://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/2023-1026-1532-39.html

趣旨・内容

青森県では、超高齢化社会における医療・福祉職の人材確保を図るとともに、加速する少子化の進行を緩和するため、青森県外から弘前市に移住し、医療・福祉職に就業または就学をした子育て世帯に支援金を交付しています。

支 給 額

- **基本額　　１００万円**
- **子育て加算　　１００万円（子ども１人あたり）**
- **ひとり親加算　１００万円**

例）子どもが２人のひとり親世帯の場合

基本額１００万円　＋　子育て加算１００万円×２人　＋　ひとり親世帯加算１００万円

＝４００万円

※必ず親・子同伴での移住が必要です。

主な要件（必須）	・青森県外から弘前市に移住 ・子育て世帯（１８歳未満の子どもを養育）

＋

（以下の、①・②のいずれかに該当）

①医療・福祉職の資格がある方

①県内に所在する事業所に、保有する資格に基づく業務に就業した方
②支援金の対象となる機関(※1)で紹介されている求人に応募し就業した方

※1 あおもりジョブ、公共職業安定所、市が開設する無料職業紹介所（東京事務所・就労自立支援室）、青森県看護協会看護師等（青森県社会福祉協議会福祉人材、青森県母子寡婦福祉連合会 、青森県栄養士会など）の無料職業紹介、その他青森県知事が認める機関

②医療・福祉職の資格がない方

資格取得を目指し、支援金の対象となる養成機関(※2)に就学した方（通学制に限る）

※2 例）医師養成校、薬剤師養成校、看護師等養成所、診療放射線技師養成校、臨床検査技師養成校、理学療法士養成校、作業療法士養成校、言語聴覚士養成校、歯科衛生士・歯科技工士養成校、救急救命士養成校、管理栄養士養成校、栄養士養成校、保育士養成校、社会福祉士養成校、介護福祉士養成校、介護福祉士事務者養成施設

※県外の人材獲得のためには、「※１の対象となる機関」への求人登録が必要です。この機会に登録ください。

※上記以外に要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

移住・支援金に関する問合せ先

〒036-8551
弘前市大字上白銀町１-１　弘前市役所
①支援金に関すること
　弘前市商工労政課　雇用支援係（支援金関係）
　電話：0172-35-1135
　メール：shoukou@city.hirosaki.lg.jp
②移住に関すること
　弘前市企画課　人口減少対策担当
　電話：0172-40-7121
　メール：kikaku@city.hirosaki.lg.jp
③無料職業紹介（求人登録）・移住に関すること
　〒100-0006
　東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館6階
　弘前市移住サポートセンター東京事務所
　電話：03-6256-0801
　メール：tokyo@city.hirosaki.lg.jp